

品目、対象工事拡大を検討

環境、国交省見直し着手

環境、国土交通の両省は、建設リサイクル法建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（の見直しに向けた検討に連携して着手する。同法の施行から5年が経過したことから、現状の問題点を洗い出し、法律で分別や再資源化を義務付けている建設資材品目の追加や、対象工事の拡大などを含めて今後の対応策を詰める。追加品目の検討対象は未定だが、廃石（コンクリートや建設汚泥、廃プラスチックなどが議論に挙がるとみられる。

まえて見直し策を練る。検討に当たって環境省は、中環審の廃棄物・リサイクル部会の下に新たな小委員会を設ける。国交省は、社整審環境部会と交政審の合同の建設リサイクル推進施設検討小委員会に対応する考え。

建設リサイクル法

中環審、社整審で合同会議

両省は、中央環境審議 出する。
会（環境相の諮問機関）建設リサイクル法で
と、社会資本整備審議会は、▽コンクリート▽コ
・交通政策審議会（国交ンクリートと鉄からなる
相の諮問機関）との合同建設資材▽アスファルト
で見直し策を検討する方・コンクリート▽木材
向で調整を進めており、の4品目を「特定建設資
本年度中に第1回合会を材」に指定。
開く考え。法改正が必要これらの資材を用いた
と判断した場合は、来年建築物の解体工事や、こ
の通常国会に改正案を提れらを施工で使用する新
は、解体工事が合計延べ

両省は、これらの合同会 廃石（コンクリートなどの再 再資源化率や廃棄状況
議を開いて、詳細を詰め 資源化促進策を検討する などを調べ、リサイクル
ための内部検討会を08年 の推進につなげる方針
だ。
このほか環境省は、 度」に設置する。